組合員等記載事項等変更報告書

所	所		所	名	OO市						記	号	番	号	99	– 99999						
組	合	員	氏	名			共済	ス	郎			生	年	月	日	昭和平成	0	年	0	月	0	E
組合		旧	氏	名					フ 親	y f	ガ 氏	ナ名						資格確 発行		発行	テが』 □	公 妻
		変貝	更年月 かんしゅうしん かいかん かいかん かいかん かいかん かんかん かんかん かんかん かん	日	令和		年		月		日	変	更	理	由					•		
変		旧	住	所				市蓬			1 5	— Э	3 5	自治	会飢	アパー	- ŀ	- 6 C	1			
更		新	住	所	 山梨		106 笛吹i	市石	00 和m		前 1	5 -	-1									
事	F	変貝	見年月 かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	日	令和	_		0	月	0			更	理		転居の						
項	Ĭ	仿	青 考	;	※ 被扶 ³ 共子		も同様	に住	听を変	更され	る場	合は社	被扶養	養者の.	氏名	をこちらに	記力	くしてく	ださい	١,		
被	ί	被扶	養者日	氏名								生	年	月	日	昭 平		年		月		F
扶養		旧	氏	名					フ :::: 親		ガ 氏	ナ名						資格確 発行		発行	テが↓	乙里
者	•	変貝	1 年月	日	令和		年		月		日	変	更	理	由					•		
変		旧	住	所																		
更	ĺ	新	住	所	₹																	
事		変貝	1年月	日	令和		年		月		日	変	更	理	由							
項	Į	ſi	崩 考	;																		
					り申告 町村職 令和	_員 O	共済年	i (A) (A) (E)	月	0	日			·石和 ·済		駅前 1 郎	5	-1				
		上記	己の事	項	は、事			_		のと	:認	めま	す。									
					令和 所		〕 沂長	O 職 氏	名	0	∃ O†		0 (o	C	0				の市		

※次の注意事項を確認の上ご記入をお願いします。

- 1.この報告書は、組合員又は被扶養者の住所や氏名等に変更があったとき提出してください。
- 2.氏名変更の場合は、組合員証(組合員被扶養者証等を含む。)、資格確認書を添付してください。
- 3.組合員が「生計維持関係及び同一世帯であることが要件の被扶養者」と世帯(住所)を別にした場合に は、被扶養者の認定を取消すこととなります。(「精神薄弱者更正施設等への入所による別居」の場合を 除く。)なお、場合によっては「住民票謄本」を求めることもあります。
- 4.被扶養者のみ変更があった場合は被扶養者変更欄のみ記入してください。
- 5.氏名に変更があったときは、給付金等受取口座に指定してある口座の名義人名変更もお願いします。

- ① 所属所名(市町村・一部事務組合)・組合員の記号番号・組合員氏名・生年月日をそれぞれ 記入してください。
- ②旧氏名と新氏名をそれぞれ記入してください。 マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書発行要否欄の口にレ点を記入してください。
- ③ 氏名の変更年月日と変更理由(例:婚姻のため等)を記入してください。
- ④ 旧住所と新住所をそれぞれ記入してください。
- · ⑤ 住所の変更年月日と変更理由 (例:引越しのため等) を記入してください。
- ⑥ 被扶養者も組合員と同じ住所に変更になる場合は、被扶養者の名前を記入してください。
- · ⑦ 被扶養者が記載事項の変更をする場合にこの欄に氏名と年月日を記入してください。
- ⑧ 旧氏名と新氏名をそれぞれ記入してください。 マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書発行要否欄の□にレ点を記入してください。
- ③ 氏名の変更年月日と変更理由(例:婚姻のため等)を記入してください。
- ·**10** 旧住所と新住所をそれぞれ記入してください。
- ⑪ 住所の変更年月日と変更理由 (例:引越しのため等) を記入してください。
- (12) 申告年月日と組合員氏名を記入してください。
- (1) 申出内容を確認の上、証明年月日と所属所長(市町村長・一部事務組合管理者)職名・氏 名を記入し押印してください。
- ※被扶養者も同様に住所変更される場合には、必ず組合員変更の備考欄に変更される被扶養者の氏名を 記入してください。また、その際に変更後の「住民票謄本」を添付していただく場合があります。
- 組合員と「生計維持関係及び同一世帯であることが要件の被扶養者」が世帯(住所)を別にした場 ※ 合、被扶養者の認定を取消すこととなります。ただし、仕送りの確認ができれば別居後も被扶養者と して継続して認定することは可能です。
- ※ 被扶養者のみ変更があった場合は被扶養者変更欄のみ記入してください。